



# マイナンバー制度に関する Q&A (倉吉市版)



平成28年6月22日作成

マイナンバー制度に関して、各種説明会及び市役所にお寄せいただいた主な質問と、それに対する回答をまとめましたのでご覧ください。

## 【通知カード・個人番号カード編】

No.	質問(内容)	回答(内容)
1	通知カードは身分証として利用することができるか。	通知カードは、紙製のカードで、個人番号(以下「マイナンバー」といいます。)の確認のためにのみ利用することができるカードです。 したがって、身分証として利用することはできません。
2	通知カードの不達通知が届いたが、いつまでに通知カードを受取りに行けばよいか。	なるべく早く市役所(市民課)まで受取りに来てください。 なお、お受取りいただけない場合は、ご連絡ください。
3	通知カードの不達通知が届いたが、本人と同一世帯の者以外の代理人が受け取ることはできるのか。	代理人の受取りが可能です。 代理人が受け取られる場合は、対象者本人の本人確認書類、代理人の本人確認書類、代理権の確認できるもの(委任状など)が必要となります。 親権者が受け取る場合は、対象者本人の本人確認書類、親権者の本人確認書類、親権者であることが確認できる証明書(戸籍謄本等)をお持ちください。(本籍が倉吉市の場合は不要です。)
4	施設に入所中の一人世帯の高齢者で、住民票も施設に移しておらず、身の周りの世話をしてくれる家族もないため、ポストに不在票が入ったままずっと放置された状態になっている。このような場合はどうすればよいか。	市役所に通知カードが返戻されてから、一定期間保管をしております。 ただし、平成28年1月から介護保険の認定申請などの手続きに、マイナンバーの利用が始まっていますので、通知カードを受け取っておられないと認識されれば、代理人にご来庁いただき、お渡しすることもできます。(詳しくは、No.3を参照ください。)
5	本人の病気などの事情で、代理人の委任状が書けない場合はどうなるのか。	委任状に自署ができない場合は、代理人がその署名できない理由を明記いただくことで、委任状の代筆が可能となります。
6	通知カードに有効期限はあるか。	通知カードに有効期限はありません。

No.	質 問(内容)	回 答(内容)
7	通知カードの受取拒否はできるか。	法律で定められている制度のため、仮に受取り拒否をされても、マイナンバーの付番を取り消すことはできません。 受取拒否があった通知カードは、市役所(市民課)に返却されてから、一定期間(3か月程度)保管された後に廃棄されますが、この場合は、廃棄後、通知カードを再発行するときに500円の手数料が必要になります。
8	亡くなった人の通知カードが届いた。どうすればいいか。	市役所(市民課)か関金支所までお持ちください。 ※法令上返納義務はありませんが、念のため、返納のお願いをしています。可能性は低いとはいえ、通知カードが第三者の手に渡り、悪用されるリスクを極力減らすためです。
9	通知カードを紛失した場合は、どうすればよいか。	(1) 家の中で紛失(焼失含む)した場合は、市役所(市民課)に本人確認書類、印鑑を持参の上、再交付の手続きをしてください。 (2) 家の外で紛失した場合は、警察に遺失届をしていただき、遺失届受理番号を取得してください。その後、市役所(市民課)にその遺失届受理番号と本人確認書類、印鑑を持参の上、再交付の手続きをしてください。
10	通知カードを紛失した場合の再交付は有料か。	再交付の手数料は有料で、その額は500円です。
11	通知カードを紛失したと思い、通知カードの再交付手続きを行ったが、家を探したら出てきた。再交付手続きのキャンセルはできるか。	再交付手続きを行っている場合、手続きのキャンセルはできません。(手数料の返還もできません。) また、再発行された通知カードがお手元に届いた後に、古い通知カードを市役所(市民課)に返納していただく必要があります。 なお、一度電話などで市役所(市民課)に紛失の連絡をした後、再交付の手続きをする前に通知カードが見つかった場合は、あらためて市役所(市民課)にご連絡ください。
12	「個人番号カード」と「マイナンバーカード」は同じものか。	同じものです。「個人番号カード」は法律上の名称で、「マイナンバーカード」は愛称です。今後、広報(チラシ類及びホームページ)での表記は、順次「マイナンバーカード」を使用することとします。
13	個人番号カードは必ず申請しないといけないのか。	個人番号カードの申請は任意です。必ずしも交付の申請をしないといけないものではありません。 なお、交付を希望されない方は、通知カードをなくさないよう大切に保管してください。
14	個人番号カードはいつまでに申請しないといけないのか。	申請の期限はありませんので、いつでも申請できます。

	質 問(内容)	回 答(内容)
15	個人番号カードは無料ですか。	初回の交付は、当面は無料です。 ただし、いつまで無料かは、まだ国から方針が示されていないため、わかりません。
16	個人番号カードの申請方法は郵送のほかにあるか。	申請方法は主に2通りです。 (1)通知カードに同封された申請書に、必要事項を記入し、写真を貼付して、同封の封筒で郵送する方法 (2)スマートフォンやパソコンから申請する方法 ※詳細は、通知カードに同封の「個人番号カード交付申請のご案内」をご覧ください。
17	個人番号カードの申請には、どのような写真が必要か。	郵送で申請される場合、写真の規格が縦4.5cm×横3.5cm、最近6か月以内に撮影した、正面・無帽・無背景のものと定められています。 ※詳細は、通知カードに同封の「個人番号カード交付申請のご案内」をご覧ください。  写真は、デジタルカメラなどで撮影していただくほか、市内などにある写真スタジオ、証明用写真機を利用し、ご準備ください。 なお、1月下旬から、市役所本庁舎西玄関側に、証明用写真機(有料)を設置しております。
18	なぜ、個人番号カードに顔写真が必要なのか。	個人番号カードに顔写真が付いているのは、マイナンバーの提示と同時に本人確認が必要な場面で、その本人確認を行うためです。  また、個人番号カードは、一般的な本人確認の手続きにおいても、本人確認書類(身分証明書)として取り扱うことが可能です。 ただし、個人番号カードの裏面にはマイナンバーが記載されており、例えば、民間事業者の会員登録などの場合に、個人番号カードの裏面をコピーをすることは禁止されています。
19	子どもも個人番号カードの申請はできるのか。	14歳以下の方の場合は、個人番号カードの申請・受取りは、親権者の方が代わって行ってください。 15歳から19歳の方の場合は、親権者、ご本人のいずれでも申請・受取りが可能です。  なお、いずれの場合も、受取りの際は、必ずお子さまにお越しいただく必要があります。 親権者が受け取る場合は、対象者本人(お子さま)の本人確認書類、親権者の本人確認書類、親権者であることが確認できる証明書(戸籍謄本など)をお持ちください。(本籍が倉吉市の場合は不要です。)

No.	質 問(内容)	回 答(内容)
20	個人番号カードの申請をしているが、いつ頃交付されるか。	<p>個人番号カードの交付準備ができましたら、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(以下、「交付通知書」という。)」と交付についての留意事項を同封した封書を順次郵送しております。</p> <p>この交付通知書が届くまでしばらくお待ちいただき、届いた際は、<u>予約いただいた後に</u>、市役所(市民課)に受取りにお越しく下さい。</p> <p>なお、個人番号カードの申請から「交付通知書」発送までの期間は、概ね3週間です。(ただし、申請等に不備がない場合に限りです。)</p>
21	個人番号カードを受取りに市役所(市民課)に行く際、一人ひとりが行かないといけないか。	<p>原則、本人に受取りに来ていただかなければなりません。</p> <p>ただし、本人が病気で入院している、身体の障がいなど やむを得ない理由により、市役所(市民課)にお越しになることが難しい場合に限り、代理人に受け取りを委任することができます。(No.22を参照ください。)</p>
22	個人番号カードは代理人でも受け取れるのか。	<p>申請者本人が身体上の理由(入院中など)で、来庁が困難な場合は、代理人の方による受取りが可能です。</p> <p>その場合、本人が受け取ることが困難である理由を確認できる書類(診断書や障害者手帳、施設入所を証明する書類など)をご提示いただく必要があります。</p> <p>また、申請者本人の本人確認書類及び代理人の本人確認書類には、それぞれ顔写真付き身分証明書が必要で、申請者本人が、個人番号カードの受取りを代理人に委任したことがわかる書類(委任状など)も必要となります。</p> <p>※「仕事・学業が忙しい」などの理由では、代理人による受け取りはできません。</p>
23	個人番号カードの申請をパソコン、スマートフォンで行った場合、なりすましなどの危険はないのか。	<p>個人番号カードの交付時には、本人確認を行います。</p> <p>決して他人の個人番号カードを受け取ることができないよう厳格な対応を行います。</p>
24	個人番号カードの暗証番号の設定とは。何に必要か。	<p>個人番号カードの交付時には、暗証番号の入力をしていただきます。</p> <p>必要な暗証番号は次のとおりです。あらかじめ考えてから、受け取りにお越しく下さい。</p> <p>(1)英数字6文字以上16文字以下 (1種類 ※1)</p> <p>(2)数字4桁 (3種類 ※2)</p> <p>※1:署名用電子証明書の暗証番号です。</p> <p>※2:利用者証明用電子証明書、住民基本台帳、券面事項入力補助用の暗証番号の3種類です。なお、3種類とも同じ暗証番号に設定することもできます。</p>

No.	質問(内容)	回答(内容)
25	暗証番号を忘れた場合はどうすればよいのか。	市役所(市民課)で初期化して、再設定していただくことになります。(手数料は、必要ありません。) 個人番号カードを市役所(市民課)までお持ちください。
26	暗証番号の変更は可能か。	暗証番号の変更は随時可能です。(手数料は、必要ありません。) 個人番号カードを市役所(市民課)までお持ちください。
27	高齢者や施設入所者なども個人番号カードが必要なのか。	<p>今後、年金や介護保険の認定申請などの手続きにマイナンバーが必要になります。手続きの際、個人番号カードがあれば、1枚で本人確認もできますが、通知カードだけの場合は、本人確認書類として、運転免許証など顔写真入りの証明書1点、または顔写真のないもので2点以上の本人確認資料が必要となります。</p> <p>個人番号カードの交付を希望をされるかどうかは、ご家族と相談するなどしてご自身で判断いただく必要があります。</p>
28	個人番号カードを紛失した場合どうすればよいのか。	<p>個人番号カードを紛失した場合は、まず、下記の国のコールセンターに連絡し、利用の一時停止を行ってください。あわせて、</p> <p>(1) 家の中で紛失(焼失含む)した場合は、市役所(市民課)に本人確認書類、印鑑を持参の上、再交付の手続きをしてください。</p> <p>(2) 家の外で紛失した場合は、警察に遺失届をしていただき、遺失届受理番号を取得してください。その後、市役所(市民課)にその遺失届受理番号と本人確認書類、印鑑を持参の上、再交付の手続きをしてください。</p> <p>【連絡先】  個人番号カードコールセンター 【☎0570-783-578(有料)】 24時間365日受付  マイナンバー総合フリーダイヤル 【☎0120-95-0178(無料)】 24時間365日受付</p>
29	個人番号カードを紛失した場合、悪用される恐れはないのか。	<p>個人番号カードのICチップには、所得額や医療情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されていません。</p> <p>また、顔写真があることや暗証番号の設定などのセキュリティ対策により、個人番号カードの悪用は困難な仕組みとなっています。</p> <p>ただし、紛失・盗難にあった場合には、個人番号カードの利用の一時停止を行い、あわせて警察に遺失届をしてください。(詳しくは、No.28を参照ください。)</p>
30	個人番号カードを紛失した場合の再交付は有料か。	<p>紛失などによる再交付の場合は、手数料として1,000円が必要です。</p> <p>(カード再交付800円と電子証明書200円の合計額。原則は電子証明書付きとなります。)</p>
31	通知カードまたは個人番号カード記載の住所、氏名が変更になる場合の対応は。	<p>住所、氏名が変わるときは、住民票異動の手続きの際に、通知カードか個人番号カードと一緒に窓口に提出し、記載内容を変更してください。</p> <p>なお、個人番号カードの場合は、ICチップの中身も変更する必要があります。</p>
No.	質問(内容)	回答(内容)

32	個人番号カードの申請書を投函したあとに、他の市区町村へ引っ越しをして住所が変わったときは、どうしたらよいか。	他の市区町村へ住民票を異動した場合、異動前に行った申請は無効となります。引っ越し先の役所で新たな申請書入手し、改めて申請を行ってください。なお、転居(市内異動)された場合は、改めて申請を行う必要はありませんが、記載内容の変更などが必要です。(No.31を参照ください。)
33	個人番号カードは運転免許証のように期限があるか。	20歳以上の方は発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し、発行日から5回目の誕生日までを有効期限としています。
34	個人番号カードの有効期限を過ぎたらどうなるのか。更新時期を運転免許証のように、ハガキなどで連絡してもらえるか。	有効期限を過ぎた個人番号カードは無効になります。(更新手続きができるのは期限の3か月前からです。)更新時の連絡方法については、まだ国から方針が示されていないため、わかりません。
35	個人番号カードの更新時には手数料が必要になるのか。	まだ国から方針が示されていないため、わかりません。
36	今持っている住民基本台帳カード(住基カード)はどうなるのか。	マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月以降、これまでの住基カードに替えて個人番号カードを交付することとなっております。このため、国の法令の規定により、個人番号カード取得の際は住基カードを返納していただくこととなっております。 なお、現在お持ちの住基カードは、有効期間内であれば、個人番号カードを取得するまでは利用することができます。
37	「交付通知書」が届いたが、予約をせずいきなり市民課の窓口に行っても良いか？	個人番号カードの交付手続きは、窓口で一人ずつ専用の機械を使用して行います。(一人当たり20～30分程度かかります。)交付手続きを円滑に行うため、事前に受け取り日時を予約してください。
38	「交付通知書」に記載されている交付期日を過ぎた後でも個人番号カードの交付してもらえるか？	交付期日を過ぎていても、個人番号カードの交付はできますが、カードや電子証明書に有効期限がありますので、なるべく早くお受け取りください。
39	「交付通知書」を紛失した場合は、どうすればよいか。	個人番号カードの交付手続きにお越しの際、「交付通知書」を紛失した旨をお伝えください。窓口で「照会回答書」にご記入いただきます。(ただし、通知カードをお持ちの場合に限ります。)
40	聴覚障がいのある方へ「交付通知書」が届いた。聴覚障がい者は、FAXでも予約できないか。	聴覚障がいのある方は、氏名及びFAX番号を記入し、市民課FAX番号(22-2954)にお知らせください。予約専用用紙を送信します。
41	個人番号カードの申請時には、電子証明書の発行を希望していなかったが、後で電子証明書を発行してもらうことはできるか。	市民課窓口で、電子証明書の発行をすることができます。(発行手数料は、初回は無料です。)

## 【マイナンバー制度編】

No.	質問(内容)	回答(内容)
1	マイナンバー制度では私たちは何をしなければならないのか。	平成28年1月から、介護保険の認定申請などの手続き、生活保護・児童手当などの福祉の給付の手続きなどで、申請書などにマイナンバーを記載することとなります。 その際は、番号の確認のために、必ず通知カードまたは個人番号カードを提示いただきます。 紛失することがないように大切に保管いただき、手続きの際にはいつでもお持ちいただけるようにしてください。  また、勤務先や証券会社などからも、税や雇用保険などの手続きのために、マイナンバーの提供を求められることがあります。
2	行政手続きの際、マイナンバーの記入を求められた場合に気を付けることはあるか。	マイナンバーを提供する場合は、何の目的で使用するのかを必ず本人に示すことが法律で定められています。目的の説明がない場合は、確認をお願いします。勤務先の場合も同様です。
3	マイナンバーを取り扱う際に気を付けることは何か。	マイナンバーは、生涯にわたり利用する番号です。紛失することがないように、大切に保管してください。 また、法律や条例で決められている社会保障、税、災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみに番号を他人に教えないようにしてください。
4	マイナンバーの提供を求められた時にあえて書かないなどマイナンバー制度そのものを拒否できるのか。	法定調書などにマイナンバーを提供して記載することは法律で義務付けられています。
5	マイナンバーは変更できるか。	マイナンバーを自由に変更することはできません。 ただし、個人番号カードが盗まれた場合などで、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときには、本人からの請求または市長の職権により変更することができます。
6	マイナンバーを他人に知られたらなぜいけないのか。	マイナンバーそれ自体だけで被害を被ることは想定しにくいですが、どのような形で悪用されるか分からないので、注意してください。 マイナンバーは法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。 また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、不当に提供すると処罰の対象になります。
7	マイナンバー制度によって私たちの個人情報は、国や市にすべて把握されてしまうのか。	マイナンバー制度は、国や市が新たな個人情報を把握したり、これまで以上に個人情報を集約したりするものではありません。 あくまで、これまで各行政機関が持っていた個人情報について、社会保障・税・災害対策の分野に限定したうえで、スムーズかつ公平に手続きを行うために、マイナンバーを活用するものです。

No.	質 問(内容)	回 答(内容)
8	マイナンバーが漏えいすると、個人情報が入る式に流出してしまうのか。	各行政機関が持っている個人情報はこれまでどおり各行政機関によって管理され、また、行政機関同士のやりとりではマイナンバーではなく暗号化された符号が使われるため、第三者がマイナンバーをもとに個人情報を入る式に引き抜くことはできない仕組みになっています。
9	市役所で情報漏えいなどの危険性はないか。	市では、情報漏えいが起こらないように、国と連携を取りながら、セキュリティ強化などの対策を講じています。 また、人的なミスが発生しないように職員に対しても研修を行っています。
10	年金の分野でもマイナンバーが使われるのか。	年金分野では、最長で平成29年5月末までマイナンバーの利用は先送りとなっています。 (日本年金機構の情報漏えい問題などを受け、平成27年9月の改正マイナンバー法制定の際の措置による。)
11	高齢者の方の理解が心配。理解してもらえようしっかり説明してほしい。	ご理解いただけるよう、地元に出向くなどして周知を図りたいと思っております。
12	住民票や税の証明書を取得するための申請に、マイナンバーが必要か。	住民票や税の証明書を取得するための申請には、マイナンバーは必要ありません。
13	外国人向けに、マイナンバー制度を紹介しているサイト等はあるか。	国(内閣府)のサイト <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html</a> に ●外国人向けチラシ(26カ国)、●よくあるご質問(5カ国語) ●マイナンバーを求められる主なケース(5カ国語)が掲載されております。 また、政府広報オンライン <a href="http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html">http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html</a> に マイナンバー制度を解説した動画(字幕入り)が言語別で掲載されております。





## マイナンバーの取り扱い注意点（まとめ）

- ①マイナンバーが記載されている通知カードまたは個人番号カードは、**大切に保管してください。**
- ②マイナンバーをみだりに他人に知らせないようにしましょう。  
※ Facebook、LINE、TwitterなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）への掲載も、してはいけません。
- ③マイナンバーの提供を求めることができる者（国・県・市町村など、勤務先など）以外は、マイナンバーの提供を求めてはならないとされています。

**注意！**

### マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や

### 電話などの詐欺には十分ご注意ください!!

マイナンバー制度の通知や利用などの手続きで、市や公共機関などが、マイナンバーや



個人情報、口座番号などを電話でお聞きすることはありません。

また代金を請求したり、ATMの操作をお願いしたりすることも一切ありません。

#### 《不審な電話などを受けたらこちら》

◎ 消費者ホットライン：188（いやや!）

◎ 警察 相談専用電話：#9110

または倉吉警察署：26-7110

#### 《倉吉市のお問合せ先》

- 通知カード・個人番号カードについて  
倉吉市マイナンバー専用ダイヤル ☎ 27-0007  
市民課 ☎ 22-8155

- マイナンバー制度全般について  
総務課 ☎ 22-8112

このQ&Aは、倉吉市公式ホームページでも閲覧、ダウンロード可能にしております。

倉吉市 マイナンバー Q&A

検索

